

社協の保険の手引

ふれあいサロン・
社協行事傷害補償

ご加入手続きは、
簡単便利なインターネットから!

社協の保険……………3月6日
ふれあいサロン・社協行事傷害補償…2月1日

受付
開始

ふくしの保険

検索



<http://www.fukushihoken.co.jp>

福祉センター

△○社会福祉協議会

補償期間(保険期間)：平成24年4月1日(午前0時)～平成25年3月31日(午後12時)

社会福祉
法人

全国社会福祉協議会

ふれあいサロン・社協行事傷害補償

普通傷害保険

社協が行うふれあいサロン活動中や社協が主催する行事中に、その参加者の急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。また、活動のためのご自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ふれあいサロンや社協行事の参加者・社協職員・ボランティアなど

対象となる活動

- 社協が行うふれあいサロン事業（ふれあいいきいきサロン、ふれあい子育てサロン など）
- 社協が主催する行事*

* 宿泊を伴わない日帰りの行事で、別途ご案内している「ボランティア行事用保険」のA1区分の行事のみが対象となります。

A1区分行事の例

各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、人形劇、花火大会（市販程度のもの）、花火見物、バーベキュー、バザー、バレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会 など

ご注意！

- 「ボランティア行事用保険」のA2区分およびBプランに該当する行事につきましては引き続き「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」では、従来通り損害賠償責任の補償はありませんのでご注意ください。（社協の保険プラン1-①賠償補償に加入されていることを前提としたプランです。）
- 加入できるのは、都道府県・市区町村社協に限ります。（34ページQ3をご覧ください。）

お支払いする保険金

- 死亡保険金 …… 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金 …… 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。
※死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して補償期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- 入院保険金 …… 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- 手術保険金 …… 入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍・20倍または40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院保険金 …… 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院（往診を含みます。）に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
※次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。
 - 回復程度を確認するための通院
 - 薬剤や診断書の入手、検査、その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
 - ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど簡単な処置だけの通院

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によってケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

補償金額・保険料

補償内容		Aプラン	Bプラン
補償金額	死亡・後遺障害保険金	210万円	530万円
	入院保険金日額	2,800円	4,700円
	手術保険金	28,000円	47,000円
		56,000円 112,000円	94,000円 188,000円
	通院保険金日額	1,600円	2,600円
保険料	1名・1日あたり	13円	27円

○ふれあいサロン・社協行事の参加者のうち、社協職員・ボランティアを補償の対象から除くことができます。その場合は、その旨を、加入依頼書（名称・場所・補償対象者など欄）に明記してください。

保険金をお支払いする主な例

- ◆行事開催中、参加者が石につまずき転んでケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し入院した。
- ◆ボランティアが、行事中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆参加者が、行事中に日射病になり病院に搬送され、入院した。
- ◆参加者が、自動車で会場に行く途中に自動車事故にあい骨折し、後遺障害が生じた。
- ◆行事でお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。

保険金をお支払いできない主な例

- 故意または重大な過失によるケガ
 - 自殺行為または犯罪行為によるケガ
 - 脳疾患・疾病、心神喪失によるケガ
 - むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見（医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができるもの）がないもの
 - 地震・噴火・津波によるケガ
 - 戦争・暴動・労働争議または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- など

その他注意事項

- 加入申込人は都道府県・市区町村社協のみとなります。ボランティアグループや地区社協などがサロンを主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 参加者名簿は必ず社協にて備え付けてください。加入申込時ご提出の必要はありませんが、**保険金ご請求時**に必要となります。
- 賠償事故は対象となりません。「社協の保険」のプラン1-①賠償補償のご加入をおすすめします。
- 「ボランティア行事用保険」のA2区分に該当する行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(A2区分)にご加入ください。
- 宿泊行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(Bプラン)にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」には1日の最低加入人数条件はありません。
- 「ふれあいサロン」は、保険料の払込みが完了した翌日以降の補償期間（加入依頼書の補償期間欄に記載された期間）について補償します。また、「社協行事」については、補償期間内にかつ加入依頼書の日程欄に記載した日程の期間中について補償します。

保険料の計算例 加入例／1日参加人数50名、年間開催日数10日間で
Aプランに加入される場合（全員）

年間延べ人数：50名×10日間＝500名
保 険 料：500名×13円＝6,500円

取扱要領

保険契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して保険契約を行う団体契約です。

補償期間

平成24年4月1日(午前0時)から平成25年3月31日(午後12時)までの1年間

加入手続き

【社協の保険】

<4月1日加入の場合>

①インターネットで、3月25日までに加入申込み手続きを行ってください。(インターネットの操作方法は、38ページをご覧ください。ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。)

※ユーザーID・パスワードは昨年度と変更ありません。なお、「ボランティア活動保険」の加入報告や「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」の加入申込用のパスワードとは異なりますのでご注意ください。また、ユーザーID・パスワードが不明な場合は簡単に再取得が可能ですので、38ページをご覧ください。

なお、インターネットを利用できない場合は、従来と同様、「平成24年度社協の保険加入依頼書」により手続きを行うこともできます。

※「平成24年度社協の保険加入依頼書」により手続きを行う場合は、3月25日必着で加入依頼書を若草色の返信用封筒にて、全国社会福祉協議会「社協の保険・ふれあいサロン係」宛に送付してください(記入例は46ページをご覧ください。)。加入依頼書3枚目を社協控として保管してください。

②保険料を専用の払込用紙で払い込んでください。なお、会計上やむを得ず保険料払込が4月1日以降になる場合は、3月25日までに加入申込み手続きが完了し、保険料を4月27日までに払い込んでいただいた場合に限り、4月1日午前0時からの補償で受け付けます。

<中途加入の場合>

①毎月25日までにインターネットで加入申込み手続きを行い、保険料の払込が完了した場合、翌月1日午前0時からの補償となります。(なお、インターネットを利用できない場合は、従来どおり、「平成24年度社協の保険加入依頼書」により手続きを行ってください。)

②至急で加入されたい場合には、保険料の払込日翌日午前0時からの補償も可能です。その際の保険料は月割計算のため、残り日数にかかわらず加入月の1か月分が必要となります。

(インターネットでの加入はできませんので、「平成24年度 社協の保険 加入依頼書」にて加入手続きを行ってください。)

【ふれあいサロン・社協行事傷害補償】

①インターネットで加入申込み手続きを行ってください。(インターネットの操作方法は、38ページおよび43ページ以降をご覧ください。ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。)

※ユーザーID・パスワードは前年度と変更ありません。なお、「社協の保険」の加入申込用のパスワードとは異なりますのでご注意ください(ボランティア活動保険の加入報告と同じユーザーID・パスワードになります。)。また、ユーザーID・パスワードが不明な場合は再取得が可能ですので、38ページをご覧ください。

なお、インターネットを利用できない場合は、従来と同様、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償加入依頼書(平成24年度)」により手続きを行うことも可能です。

※「ふれあいサロン・社協行事傷害補償加入依頼書(平成24年度)」により手続きを行う場合は、加入依頼書を若草色の返信用封筒にて、全国社会福祉協議会「社協の保険・ふれあいサロン係」宛に送付してください(記入例は47ページをご覧ください。)。 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償加入依頼書(平成24年度)」3枚目を社協控として保管してください。

②保険料を専用の払込用紙で、サロンまたは行事開催日前日までに払い込んでください。

保険料払込先

◆郵便振替の場合(振替手数料は不要です。)

口座番号 00170-5-154462

口座名義 社会福祉法人

全国社会福祉協議会 社協の保険

◆銀行振込の場合(振込手数料は加入者負担です。)

三井住友銀行 東京公務部

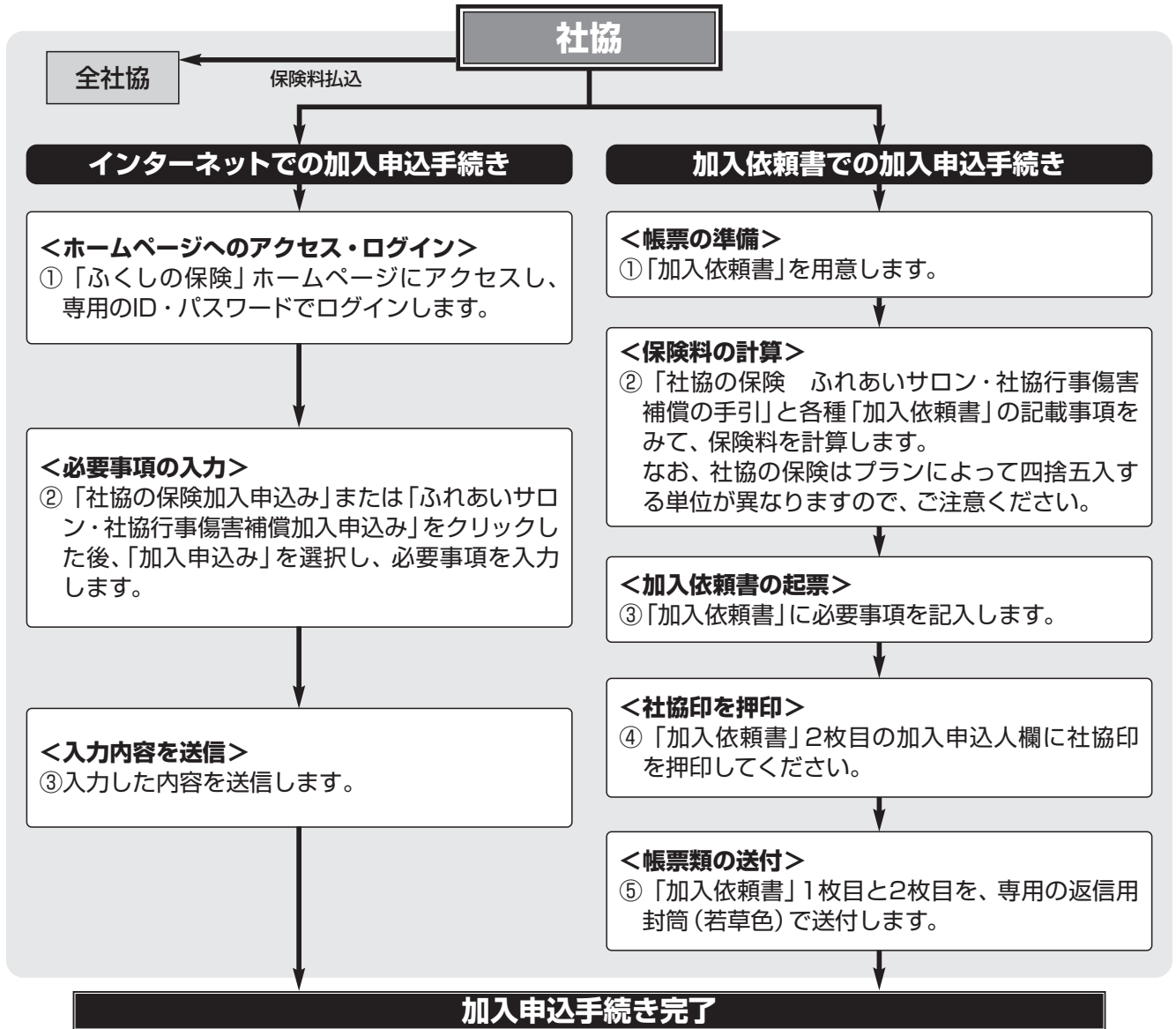
普通預金 No. 0149066

口座名義 社会福祉法人

全国社会福祉協議会 社協の保険

事務の流れ

社協の事務の流れには、インターネットで加入申込を行う方式と、加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、郵送していただく方式があります。



加入後の手続き

内容の追加・変更や中途解約などの場合には、所定の異動通知書を作成の上、全国社会福祉協議会「社協の保険・ふれあいサロン係」宛に送付してください。(若草色の返信用封筒をご利用ください。)

※中途解約などの場合、補償期間の残存期間により月割での保険料返れいとなります。

※人数増加の場合、補償期間の残存期間により、月割での保険料追加となります。

(一部例外あり)…24ページ Q7をご覧ください。

加入証の発行

「社協の保険」はインターネットまたは加入依頼書での加入受付後(翌月末頃)、保険会社よりご加入社協宛に加入証を発行・送付します。

「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」は加入依頼書3枚目の社協控をもって加入証の代わりとしますので、大切に保管してください。(インターネット加入の場合は、加入履歴でご確認ください。)

保険契約について

- このパンフレット(手引き)は、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損害保険(株)にお問い合わせいただくか、50ページ以降の重要事項説明書、普通保険約款などをご覧ください。
- この保険契約は、保険会社が共同でお引き受けする共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。引受保険会社は連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について
引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、ケガの補償は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【平成23年12月現在】
※「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせください。

お問合せは

取扱代理店


株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

団体契約者

 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社*

(幹事会社) **日本興亜損害保険株式会社**
公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-7545 FAX 03-3231-2785
(共同引受保険会社)

株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社

*プラン2-③施設利用者の傷害補償については、以下のとおりです。

(幹事会社) 株式会社損害保険ジャパン

(共同引受会社) 日本興亜損害保険株式会社 エース損害保険株式会社

事故が発生した場合には、ただちに各都道府県の日本興亜損保の事故受付窓口までご連絡ください。

各都道府県の事故受付窓口のご連絡先は、本手引き161ページ～162ページに記載されています。

※平日夜間、土日祝日の場合で事故の報告をお急ぎの場合は、下記の事故受付センターにご連絡ください。(ただし、概要のみの受付となりますので、詳細につきましては翌営業日以降に折り返し連絡させていただくこととなります。あらかじめご了承ください。)

TEL 0120-250-119 (お電話のおかけ間違いにご注意ください。)